

第3回 阪南市住民センターあり方検討審議会 会議録	
名 称	第3回 阪南市住民センターあり方検討審議会
開催日時	令和2年2月17日（月） 午後6時00分～午後8時00分
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	三星会長、藤井副会長、北浦委員、土井委員、肥田委員、小坂委員、吉田委員、山本委員、岡委員、南山委員
事務局	森貞総務部長 地域まちづくり支援課 戸崎課長、寺本主幹、藤井総括主査、岩下総括主事
傍聴人数	2人
議 題	今後の住民センター運営ビジョン（たたき台）について
資 料	○ 住民センターあり方審議会の目的と方向性について（案） ○ 資料1 今後の住民センター運営ビジョン（たたき台） ○ 参考資料1 ワークショップまとめ
会 議	会長あいさつ
	会長 皆さん、こんばんは。お忙しい中、また、寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。 それでは、次第に基づいて進めて参ります。次第3「今後の住民センター運営ビジョン」ということで資料を作っていただいておりますが、第1回、第2回の審議会を振り返ると、住民センターの現状と問題点について、各委員の皆さんから様々なご意見をいただきました。また、前回、ワークショップを行い、たくさんの意見を出していただいた。前回の審議会とワークショップで重要な問題や課題は出尽くしたように思います。 行程的にも、住民センターの今後のあり方の基本中の基本について、具体の形で固めていきたいと思っております。本日は、持続可能な施設に向けた期間ごとの目標等について審議したいと思っておりますので、資料について事務局より説明をお願いします。
	事務局より「住民センターあり方審議会の目的と方向性について（案）」の説明
事務局	皆さん、こんばんは。 本日の資料について、簡単に説明申し上げます。本日の資料は、第1回目と第2回目の審議会を踏まえ、少し踏み込んだ25年後の令和27年を目途とした全体的なフレームのたたき台を作成しており、後ほど担当よりご説明いたしますが、そのたたき台をお示しする前提条件について、私の方から説明させていただきます。 資料「住民センターあり方審議会の目的と方向性について」より 〔 3枚目の阪南市の航空写真の説明 〕 昭和40年代、50年代に丘陵地で開発されたニュータウンの配置状況と平坦地が少ない阪南市の現状について説明。 〔 2枚目の人口ピラミッドの説明 〕 令和元年6月のデータに基づいて作成した資料であり、当時の人口が54,153人で、年齢別では71歳が1,074人で最大。最小が令和元年の254人。ピーク年齢の71歳に比べ4分の1しか生まれていない状況で、その0歳児が6年後には小学校1年生になり、40人学級とすると全体で6クラスしか

できない。阪南市内に8箇所の小学校がある中で複数クラスの編成ができない状況となっている。一番人口が多い年齢層、いわゆる親世代の分布とニュータウンが昭和40年代50年代に開発された背景が一致している。高齢化率が国平均に比べても高い。社会保障経費、特に民生費がどんどん増えている。都心部の地価が安くなっているため、ニュータウンの子ども世代が進学時や就職時に転出した人たちが戻ってこない。小学校もかつては12校あったが8校に統廃合した。尾崎中学校と鳥取中学校の統廃合で義務教育施設の統廃合計画は完了するが、孫世代である令和元年の出生者数を踏まえると、新たな統廃合計画を考えていかなければならない時期に来ている。人口が減少していく中、公共施設の維持管理経費、更新費用の負担割合が大きくなっているのが現実で、公共施設を整理していかなければならない状況となっている。

〔「住民センターあり方審議会の目的と方向性について」の説明〕

以上のことを踏まえ、本日の議論に入る前段になりますが、改めて確認させていただきたいと思います。標題が「住民センターあり方審議会の目的と方向性について」としております。皆さんお席についていただいておりますが、そもそもこの審議会の目的は何かということについて改めてここに書かせていただいております。

これは、昨年7月9日に水野市長から三星会長に諮問させていただいた書面から抜粋をしております。朗読させていただきますと、「住民センターをこれまで以上に地域のつながりや活性化を図る拠点として、地域の自主的な裁量や創意工夫で柔軟かつ有効に活用する。この柔軟かつ有効に活用するために持続可能な施設のあり方を検討する。」

大きくはふたつが大きなポイントになっております。柔軟かつ有効に使うということと、持続可能なあり方を考える。というこのふたつが大きなポイントになっております。後ほど、担当から詳しくご説明申し上げますが、まず、我々としては、これまでの第1回目と第2回目のご議論を踏まえまして、再配置・統廃合、それと地域移譲、これを進めていくのが、ひとつの手段であると考えております。ただご理解を頂きたいのは、再配置とか地域移譲というのはあくまでも手段です。目的ではありません。この地域移譲をするためにこの審議会をやっているのではありません。審議会の目的は先ほど申し上げたふたつですので、それを実現する手段として、地域移譲を25年スパンで整理したものを後ほど詳しくご説明申し上げますけれども、あくまでも手段であって、目的ではないということをお含みいただければと思います。

次に、持続可能性についてということで、まず背景は先ほど写真とグラフの人口ピラミッドで確認いただきましたけれども、市を取り巻く環境は激変しております。大きくは人、物、お金と言いますけれども、人とお金で整理しております。まず人ですけれども、これは市民の皆様です。急速な高齢化と少子化が同時に進んでおります。高齢化が進んでも少子化が無ければあまり問題にはならないのですけれども、この高齢化と少子化が同時に進行しているというのが阪南市の現状でございます。

続いて、お金のことですが、いわゆる阪南市が持つお金というのはすべて税金です。市民の皆さんからお預かりしている貴重な税金ですけれども、この税の使い道に関しても人と併せて物、これは施設ですけれども建物も高齢化しております。医療や介護などの社会関連経費、これは今の高齢者の方々が悪いということではなくて、我々もそうですけれども、高齢になれば体へのケアが必要になってきますので、必然的に費用が掛かってきます。併せて道路や施設、

	道路も皆さんご承知のとおり、至る所がぼこぼこです。道路や施設も維持補修費、そういったものにも税金を投入していかなければいけないという実情がございます。そのようなところから持続の可能性を考えていくということで、最後に記載しているのは、これは我々として今回提示している着地点と言いますか、これから考えていく素案なのですが、「将来の大幅な税収が見込みにくく、市民サービスへの直接的な税投入は難しくなる中で、市民と行政の協働の考え方の元、規制緩和などで、市民活動の自由度を高めることで持続的に暮らしやすい地域創りに取り組む」ことを考えております。実は、今日の資料では出ておりませんが、阪南市人口ビジョンというのがございます。2060年の今から40年後には33,000人に人口が減少するというのが社会保障人権問題研究所の数値として出ています。 本日で説明する資料は阪南市公共施設総合管理計画に基づいたものとなっており、その最終期間は令和27年になりますが、25年後には阪南市の人口はおそらく40,000人を下回ってくるだろうと。すでに起こっている未来ということで考えております。 このようなことから、この後ご説明申し上げます「今後の住民センター運営ビジョン」は、たたき台としてのものがございますので、真にたたいていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
次第3【今後の住民センター運営ビジョン（たたき台・未定稿）】について 資料1の内容を事務局より説明	
	柔軟かつ有効活用を図り、持続可能な住民センターとするために、活用と運営の面からどのような姿に変えていく必要があるのか、また、その姿を変えていく過程において地域で担っていただく役割や行政の役割について、たたき台として資料1に取りまとめたことを説明。
（委員からの意見、質疑・応答）	
会長	今日で、このような方向性でよいかどうか決めたいと思いますので、率直な意見をいただきたいと思います。 資料1のポイントを取りまとめると、第一段階として、規則に抵触するので利用しにくいという意見に対応するため、施設利用の自由度を高める。併せて、施設の将来的な維持管理という点において、指定管理者による光熱水費を負担していただいて、その浮いた分で基金を創設する。 第二段階として、高齢者が足を運びにくい施設などについては、空き家を活用するための補助制度を創設して運用する。また、耐震改修やバリアフリー化などの施設改修を行っていくと共に、自主運営に向けた自治会の財源を確保するために地域活動助成金を再構築する。 最終段階としては、施設利用の自由度をさらに進化させるためには、施設の地域移譲が必要であり、移譲後に地域で施設を維持し続けていくために施設改修補助制度を設けて運用していく。という内容でよろしいでしょうか。
事務局	会長のおっしゃるとおりです。
A 委員	体育館や文化センターなどが指定管理になっており指定管理委託費が支払われているが、住民センターが自主管理となった場合、そういう費用が支払われるのか。 市からの一切の助成なしで、修繕費やすべての経費を自治会の負担となると、自治会は住民センターを運営していけないと思う。
事務局	資料1の右側「持続可能な施設とするため」の項目の「行政の役割」の③に、「地域活動助成制度を既存補助制度の見直しと併せて再構築する。」と掲げており、委員から頂いたご意見に対しても、その中で考えていきたいところです。

会長	制度としてはまだはっきりするものはないが、考え方として、１００％丸々、地元でやってくださいというものではないという答えでよろしいですか。
事務局	はい。
会長	この資料に記載されている補助制度と組み合わせていくというのは理解できるが、バランス点が分からないので心配されているということですね。
事務局	補足説明させていただきます。住民センターに係る費用については、大きくは運営に係るランニングコストと建物の維持に係るハード面のコストのふたつに分かれるのかと思いますが、ランニングコストについては基本的には地元で負担していただきたいと考えていますが、ハード面に係るコストについては、費用も高額になりますし、それぞれの施設によって状態が異なりますので、一定の補助制度を作る必要があると考えています。 住民センターを皆さんで維持管理していただくこととなったとき、それ以前に国から補助を受けて改修していたら地域の皆さんにお渡ししにくくなります。また、市が国から補助を受けて民間施設の改修はできませんので、皆さんの施設を市単独で助成していく必要がありますので、そのことも含め、基金を設けて計画的にお金を貯めていきたいと思いますというのか基金創設の趣旨になります。
A 委員	基金を作るのは理解できますが、地域もお金がない中で、基金積み立ての負担が増し、早い者勝ちになるのではないかと。
事務局	維持管理費を指定管理者で負担していただいた効果額を基金に積み立てていくことを考えております。４３か所の住民センターを一斉に対応することは不可能ですので、自主運営に移っていただいた順に補助制度を活用することになると思います。
B 委員	光熱水費を基金として積み立てていくとの説明があったが、年額はどれだけ掛かっているのか。また、積み立てた基金を活用して補助制度を作るとなっているが、補助ということは、施設改修費の一部を市が補助するが、一部は地元でも負担してくださいという考え方ですか。
事務局	まず、光熱水費については、第１回審議会で配布した資料に記載しているとおり、４３か所で約１，０６０万円掛かっている。ランニングコストについては、すべて指定管理者で負担していただきたい考えですが、一気にすべてを負担していただくのは負担が大きすぎるので、徐々に地域負担を増やしていく必要があると考えております。ここでは現実的に負担割合をどのように増やしていけば良いのかなど、ご意見を賜りたいと考えております。 次に、補助制度による地元負担については、市の公共施設ということであれば、国や府からお金を借りて改修する手法がとられますが、長期的な観点で自主運営をしていただくこととなった場合、施設の受け皿は地縁団体等を設立していただいて、地域の施設となり市の施設ではなくなり、市が施設の改修を直接することはできなくなりますので、地域で改修計画を立てていただいて、補助金を活用して改修していただくこととなります。
B 委員	補助金を使う前提は、地縁組織の設立を前提としているのか。
事務局	地縁団体の設立は、住民センターを自主運営する際の究極の施設の受け皿のひとつのケースとして掲げているものであり、地域の方々に管理組合を設立して管理組合が施設の受け皿になるという事例もあります。そのような施設に対する補助制度であるのご理解願います。
B 委員	今のままでは、補助制度の適用を受けられないということですか。全ての施設が認可地縁団体が管理組合での管理にならないと補助制度を受けられないのか、また、積み立てた基金の使い方が分からない。先の見通しが見えないも

	のに対して基金の積み立てを求められても、地域の理解は得られない。 事務局 まず、受け皿についてご理解をいただきたいのは、地域で自主運営していただくとなると、厳密には建物等の所有権移転登記が必要となり、登記の当事者になるためには法人格を得ていただく必要があります。自治会が法人格を得ていただく手法として一番適しているのは地縁団体であるが、それ以外の方法については、法務相談をかけて整理しているところです。 次に、施設に関する責任の所在についてですが、最終的には地元で担っていただきたいと考えておりますので、建物の受け皿を整理しなければならないと考えております。 見通しについては、最終的には令和27年と、今から25年先を見ておりますが、今すぐにでも独立して自分たちでやりたいとおっしゃる自治会もあります。事務局側としては個別に対応するのではなく、きちんと課題を整理して早急に制度を作り上げたうえで、先行する地域の支援をしていきたいと考えております。まだ、細かいところまではできておりませんが、枠組みということでご理解をいただければありがたいです。
C 委員	事務局から、所有権移転登記には、自治会では受け皿にならないので地縁団体の設立、いわゆる法人化が必要ですよという説明があったが、地縁団体を設立する手続きや交付金を得る手続き、地縁団体の会計処理など、具体的にどのようにしていけば良いのか説明するのは行政の役割だと思う。 最終的には自主管理自主運営というところまで持っていきたいというのが今日のたたき台であると思うが、空き家を利活用して移転するための補助制度を創設することや地域住民の交流の活性化に向けた支援とは何か、また、地域の実情に応じた減免と書かれているが何を減免するのか不明確である。法人化に係る費用の出どころなども含め、たたき台に記載されている新たな取り組みについて具体的なものを示していただきたい。
事務局	所有権を地元で持っていて、本当の意味での自主運営自主管理していただく体制を取っていただきたいと考えていますが、そこにたどり着くには、様々な手続きに係る知識やフォローが必要だと思いますので、その支援体制は行政として作る必要があると考えております。 具体的なものについては、もう少しお時間をいただきたいところです。
会長	委員の方々から、費用負担や各制度の仕組みが最終的にはどうなるのかなど、様々な疑問が出て来るのは当然である。具体的な内容まで本日の審議会では時間が足りないと思いますので、事務局として、本日議論する目的を示してください。
事務局	本日の会議の目的としては、まず、再配置と地域移譲という手段の方向で進めて良いのか、また、たたき台として掲げた地域移譲という手段に対して、他にもっと良い方法があるというご意見があれば頂きたいと思っています。 これまで2回の審議会を踏まえ、地域移譲はやむを得ない、方向性としては是認せざるを得ないというご意見をいただけるのであれば、資料に示している様々な制度の構築などを考えていきたいと思っています。まずは、移譲の方向で進めて良いのか確認していただければありがたいと考えています。
会長	地域移譲に向けた、たたき台を示していただいているが、地域移譲に移るまでの初期、中期、後期、それぞれで取り入れようとしている各制度の中身が見えない状況のなかで、皆さんの合意が取れているとは思にくい。 ここまでの流れをまとめると、初期については、メリハリをつけた施設の活用、自由に使っていただきたい。そして、当面、指定管理者としての自治会に、最低限の維持費程度は使われる人から負担していただくやり方を認めてほし

	い。という理解でよろしいですか。 ただし、中期・後期の部分は、はっきりしないことがあまりにも多く、具体的な内容について説明してほしいというご意見も多かったので、たたき台をこの表現のまま決定ということについては、座長としては認めがたい。
事務局	本日お示ししたものは、あくまでも、たたき台ですので、皆さんから頂いたご意見を持ち帰らせていただいて、次の審議会でもう少しバージョンアップしたものをお示ししたいと考えております。
会長	初期についても、もう少し地域の理解を得やすい条件というものを示すことはできないか。
事務局	維持管理費の費用負担についても、いきなりは無理だと思います。年次を設けて且つ段階的に激変緩和を設けて、地域の方々が、何年後にどうなって、どういう準備が必要なのか十分に考えていただける期間は、必ず必要と考えています。
B 委員	年間1, 000万円の基金を積み上げていくということの話があったが、43施設のそれぞれで生じてくる不具合への対応が精一杯で、とても基金を積み立てることはできないと思う。この地域負担で基金創設を求めていく案を出すならば、最低限年間どれだけの額を積み立てて、何年計画で施設を改修していくのかというようなものを示してもらわないと、地元では議論ができないと思う。
事務局	市内の小中学校を統廃合した時に、教育施設整備基金というものを作りました。そのスキームというものは、基金だけではとても間に合わないのので、教育委員会で積み立てた効果額と同額を一般財源から税金を投入し、教育委員会で積み立てた効果額の倍額を基金に積み立てたというケースがあります。 基金として別枠で積み立てると市民にも分かりやすいし、説明もしやすいので、まずは基金を設立させていただきたい。市の財政には限りがありますので、毎年、財政シミュレーションを掛けるなかで、市全体の財政運営を考えながら、状況に応じて可能な範囲で一般財源からも基金に積み上げるということも考えたいところです。
会長	今、事務局から補足説明がありましたが、よろしいですか。
B 委員	はい、結構です
D 委員	再配置や地域移譲という方向性を示されているが、ワークショップで出た意見と方向性が違うように思う。ワークショップで住民センターまでの距離が遠くて高齢者に不便という意見もあったと思う。再配置となると、さらに遠くなる。そのような問題を解決できるのか。 また、住民センターを預かる身として言わせてもらえば、地域の役員になるのが煩わしいと感じている人が多く、役員を引き受けてくれる人がいない。地縁団体や管理組合の設立、さらに地域での自主運営となると、さらに役員の事務負担が増え、煩わしくなり、とても出来るとは思えない。 また、今日の目的とはずれて申し訳ないが、役員の事務負担を少しでも軽くするために、スマートフォンを利用した住民センター利用受付を管理するアプリなどがあれば、いちいち電話に出なくてもよくなるので、そういうのがあれば提案してもらいたい。また、地縁団体や管理組合設立の書類作成や後の手続きを誰がやるのか、とてもできるとは思えない。
事務局	市内では、4つの自治会で地縁団体の法人格を有している。そもそも地縁団体設立ということにかなりのハードルがあるというには承知しております。ただ先ほど申し上げましたように、今のところ、ひとつの案ということで、完全な自主運営にまでいくとなると地縁団体の設立になろうかということで、今回

	お示しさせていただいているもので、委員からご指摘のありました前回行ったワークショップとは乖離しているのではないかとのご意見については、我々行政としては、最終的には移譲ということも見据えて避けて通るべきではないというところで、今回記載させていただきました。 次に、ワークショップで、無料 Wi-Fi の導入でありますとかいろいろなご意見を頂いておりますが、それらについては今回、網羅できておりませんが、今回のビジョンの作成にあたっては、ワークショップで頂いたご意見の中から特に、たたき台の右端に掲げている3点について、ここに記載させていただいております。 また、日々の維持管理あるいは受付業務などが煩わしいというご意見を頂きましたが、今、指定管理を自治会にお願いしている中で、非常に大きな命題だと思っております。これらの原因としてはやはり、いわゆる役員の成り手が無い。そもそもの自治会の加入率が低い、あるいは脱会率が高くなっている。そのようなところの調査研究は我々としてもさせていただいているところでございます。今後、住民センターを維持していただくためには、若い世帯の自治会加入の促進というところも行政の責務であると認識しております。そのための仕掛けづくりで地域の憩いの場として、子育て世代や若い世代に興味を持ってもらえるような手法の発信など、我々の課題であると認識しております。
D 委員	25 年位前に自治会長をしたことがあるが、その頃に比べて指定管理に変わったこともあるが事務量がかなり増えている。それだけでも煩わしいと地域では感じている。その煩わしさを減らしてもらえるのであれば、地縁団体など何をしてもらっても良いが、できないから難儀している。活性化を地域で取り組むところまでいかない。
事務局	事務量の件については、住民センターを地元のものにしていただくと、条例適応から外れて、市役所への事務手続きはなくなりますので、自由にしていただけなのかと思っています。
D 委員	地縁団体を維持していくのに力が要る。何もしなくて良いというわけにはいかない。地元をまとめるのにどれだけ苦労するかということ。そのあたりを言いたい。
事務局	今、お話ししたのは理想かもしれませんが。地縁団体以外にも手間の掛からない方法があるかもしれませんので、リーガルチェックを掛けたくてお示ししていきたいと思います。 また、もっと近いところに住民センターがあった方が良いのではというご意見をワークショップでもいただきました。そのことについては、地域福祉推進連絡協議会の中でもそのようなご意見をこれまでもいただいており、たたき台にもお示ししておりますが、空き家の利活用する方法について、他部署の施策と調整しながら進めていきたいと考えております。
C 委員	今日の目的を確認させていただきたい。資料に再配置・統廃合、地域移譲はあくまでも手段のひとつであって目的でないと書かれているが、確かに手段であるが、イコール目的ではないのですか。 また、受け皿について法人格を得てということを示されているが、行政から補助金を受けて法人化となると当然行政は会計報告を求めると思うが、その会計報告が非常に煩雑となる。会計処理、会計決算、税理士による会計監査も必要となると思いますし、その費用も必要になってくる。相当な事務量になると思うのですが、それに対して行政として支援を考えられているのか聞きたい。また、国の交付金制度を使うとなるとさらに手間が増えるのではないかと。

		に説明をお願いします。
	事務局	諮問でもありましたように、柔軟かつ有効活用を図り持続可能な住民センターとするという目的に対して、平成27年に策定された阪南市公共施設等総合管理計画には、住民センターは原則として地域移譲と書かれています。移譲ありきということであれば、柔軟な発想で創意工夫された議論に及ばないのではないかとということもありますので、移譲というのは、あくまでもたたき台として手段の一つとしてお示ししているものであって、この方法の方がもっと良いのではないかとのご意見をこの審議会で頂戴したいというのが、事務局側の思いとしてあります。 次に、法人格の取得に係る支援ということについては、費用も手続きも地域の皆様に丸投げということは到底考えておりません。法人格を取得していただくのに労力が係るとするのは承知しておりますので、地縁団体以外の手法や法人格にとらわれない手法が可能か否かということも現在、法務相談中ですので、次回以降の審議会の中でお示しできるものはお示ししていきたいと考えております。
	事務局	国の交付金制度については、地域でされようとしていることの審査を本市で行い、本市から国へ交付金の申請を行う流れになります。地域で用意していただく書類として他市の事例から聞き及んでいるところでは、工事費の分かる書類、発注業者の資格証明、工事写真、産業廃棄物の適正処理を証明するマニフェストなど、一般的な公共工事で提出していただくものと聞き及んでおりますが、今後の制度化に際しては、どこまで用意していただく必要があるのかももう少し調査させていただいて、改めて報告させていただきます。
	C 委員	再配置、地域移譲は目的ではないと説明されたが、では何が目的ですか。財政的に困難であるから、統廃合を含めて再配置を考えたい。財政的に困難であるから、行政が管理するのではなく地域で管理してほしいというのが目的ではないのですか。
	事務局	今日の時点では、あくまでも再配置や地域移譲ということはまだ手段です。ただ、このたたき台を皆さんにご了承いただいた場合には、地域移譲ということが目標に変わると思います。そして目標に向かって逆算し、どのように歩んでいけばよいのかということになると思います。まだこのたたき台をご了承いただいておりますので、現時点ではまだ手段と理解しております。
	会長	今までの議論で明らかなのは、中後期については、このままの表現では皆さんのご理解を得たとは認められない。事務局もたたき台と言われているので、中後期についてはペンディングになると思いますが、どうですか。 細かいこと言い出すと、今のままでは20年30年先、町内会は成立しないと思います。その最大の原因が皆をまとめていかなければならないし、事務量も多い。80歳や90歳になった人にそれは無理。都心部のマンションではもっと高額なお金の問題で大変なことになっている。一家で二千万円、三千万円の負担をどうするのかということで騒動になっている。それぐらいお金の問題と手間の問題は益々大変になってきている。 むしろ持続性を高めるために事務局としてこの審議会を開いて考えるとすれば、持続性あるという皆さんの納得の得られる中後期について再度議論していくということを提起したい。 仮にそれで認めていただけるのであれば、初期のところ、条例規則を一部変えるというところは基本的に認めても良いのではないかと思います。いかがですか。
	A 委員	今の状況では認められない。

会長	事務局に確認しますが、一部改正とありますが、内容を含めて一任ということですか。
事務局	たたき台の右下に記載しておりますように、「本構想を具現化する際には市民参画手続条例に基づき進めることとする」としておりますので、この審議会も市民参画手続きのひとつでありますけれども、きちんと市民のみなさんにお諮りする手続きを踏みたいと思っております。 あと、第一段階の規制緩和ですが、何でもかんでも緩和するということにはなりません。今は市が持っています。税金で運用していますので、規制緩和して、例えばパチンコ店に改装しても良いというようなことには絶対なりません。常識的にぎりぎりまで規制緩和する形で落としどころを探りたいと考えています。一方で、市が住民センターを手放して、地域で運用していただくこととなれば自由にしていただけると思っています。今は、市が持っていますので、その範囲でできる限りの規制緩和をやっていきたいと考えております。
会長	一般論はそれで良いのですが、具体的な内容をここで諮ることにするのか、一任頂きたいということになるのか、先ほどの委員の発言では、一任は困ると仰っているのですが、どうでしょうか。
事務局	確かに一任となると、どこがどうなるのかというところをご懸念されていると思います。具体的に今考えている条例施行規則の一部改正というのは、第2条第4項の一部改正と思っております。さらに付け加えますと、第2条というのは使用の範囲という項目になります。例えば、教室を開いてはならないとか体育実技を伴う使用、講習会をしてはならないと規定されています。もちろん営利目的での使用や火気の使用、宗教団体の布教活動なども禁止されていることが規定されているのですが、その第2条第4項の中で、今使っていただいている方々がさらに使いやすくするところを見直したいというところの、そこだけをご一任を頂ければと思っているのですが、いかがでしょうか。
会長	一任という言葉はあまり的確ではないと思います。2条4項を撤廃し、2条4項はこうなりますと明確にし、それは今日時点で認めて頂きたいということなのか、それはもう少し詰めなければならないので、次回にしたいということのかどちらですか。
事務局	撤廃というわけにはいかないと思いますが、撤廃に近いぐらい自由度を高めたいと思っています。この審議会が来年度末までのスケジュールになっていきますが、もちろんこの審議会にもご提示させていただく考えです。もし仮に間に合わなかったとしても、パブリックコメントでありますとか、市民参画のご意見をいただく機会を必ず設けますので、そこはご安心いただければと思っております。ということからしますと一任ということにはならないです。
会長	今の話、どうですか。
A 委員	言っておく必要があると思ったので、言わせてもらいました。
会長	今日の審議会で何を決めるのか、条例規則改正の一任は難しいと仰っているのですが、もう一度事務局からお願いします。
事務局	今日の最大の目的は、再配置・地域移譲のこの方向で議論を進めて良いかということを確認して頂きたい。いやそれではだめだということになりますと次はガラッと変わるのですが、そうではなく一定の諸条件、条件付きであるけれども再配置・地域移譲の方向で資料整理を進めても構わないというのであれば、ブラッシュアップさせていただきたいと思っています。
会長	それは、中後期の話ですよ。
事務局	いや、全体です。

E 委員	地域移譲を進めたいということですか。これから各住民センターと話をしていく中で、受け入れてくれる住民センターとそうでない住民センターがあると思うのですが、それは行政として受け入れるという考えなのか。絶対に嫌だということもあれば早くやりたいということもあると思うのですが、あくまでも進めたいという行政としての意思表示ということなのか、いや、実行するというのか、行政としての考えのレベルはどこにあるのか。
事務局	先ほども説明させていただいたとおり、平成27年に策定された阪南市公共施設等総合管理計画には、住民センターは原則として地域移譲となっております。故に、我々としてもできるだけ移譲の方向で進めたいと思っており、今日のご議論の中で、概ね移譲の方向で話を進めて良いかということをお問い合わせさせていただいているところです。
会長	もともと再配置や地域移譲ということは既定路線として、もっと大きい市政全体の方針の中に入っているということが最初に説明があった。このような生活関連施設については移譲していくと。その考え方でいよいよこれから進めていきたいと思うのですがどうですかというのが市の思いで。ただその形が、この中期後期となるということなのかどうかはまだ議論していないところなのですね。そういう意味では、大きい方向としてそうしてよろしいかというのは、これは諮り方の問題ですけども、それを進めてよろしいですかということではあるのですね。 もうひとつ、私としては、初期の部分が大事で早く決めるべきではないかと思うのですが。使いにくいという話は制限を撤廃したらどうかと。ただし無条件の提案でこの場で撤廃するのではなく、細かい点について、他市の事例や法令類で矛盾が生じないかとか若干検討したいというのが事務局の話でもあった。次回までにこの初期の規制撤廃の案を固め、次回提案してその方向で案を作る。そして中期後期については、今言いましたように再配置、地域移譲に関してさらに案を固めていく。ただ、これにとらわれると、当然皆さんから意見がたくさん出ますよ。 たたき台にはかなり難しい問題が含まれている。受け皿ができるのか。また、今ある住民センターをしっかり守ってしっかり活用していくという制度は割とシンプルにできるけれども、不便すぎるから近所に良い空き家が出たときにそれを活用しようというケースの場合とは違う制度になる。それらをひとくくりに今その制度を作るというには早すぎませんかというのが私の考えなのですが。 どうでしょうか皆さん、初期の規制の撤廃については我々の意見としてもありましたしワークショップでも出ていましたので。
C 委員	議事進行で、行政の方も我々に諮問している住民センターのあり方ということで目的をもう少し明確にしてもらいたい。グラグラせず。例えば再配置、地域移譲というのは、私は目的であると思うのです。最終このように収めたいという、その過程の中で手段として認可地縁団体等の法人格取得などの問題が出て来る。また認可地縁団体化した時の事務処理などのもろもろの問題が出て来るということで、会議の目的を行政の方できちんと決めてほしいと思います。でなければ、後戻りの論議になってしまうということだと思います。そのあたりはどのように考えていますか。
事務局	目的や目標は変わっていると思います。例えば、例として申し上げますと、宇宙に行くという目的を立てたら、まず、最初にその手段であるロケットを作ろう。そうすると手段であったロケットを作ることが目的に変わります。 そういう意味では、今日の時点では、まずは、そもそもの諮問の内容は先ほ

	ど申し上げたとおりです。持続可能な住民センターのあり方を検討するというのが諮問の内容です。この中で地域移譲ということが、今日ある程度、細かいところは横に置いて、方向性としてはとりあえずいろいろな問題はあるけれども進めていいよというのが固まれば、それはある意味目標になりますので、それを実現するためにいろいろな細かいところが出てきます。細かいところが出てきたらまたそれが目標になってきますので、多分、順番に回っていくと思います。我々としてはそう思っています。 そういう意味では、先ほど説明のありました公共施設総合管理計画という市全体の管理計画の中では、地域移譲と書かれています。事実書かれていますけれども、それそのものがどうなのかというご意見もあるかもしれませんので、今日はそこまでしっかりとお聞きをして、いろいろなやり方があるけれども、これが現実的なところだろうといいますが、これで進めることについては仕方ないというか、やむを得ないというぐらいに仰っていただければ、これを目標にして逆算して、いろいろな制度を構築していきたいと思っています。
C 委員	今の答弁は不親切だと思います。我々に地域移譲の論議をせよということで真剣に考えたら、先ほどから出ているいろいろな問題が出て来ると言っているのに、その具体性を一つも示さずに、例えば、地域活性化に向けた具体的な支援や空き家活用の具体的な手続き方法、地縁団体設立に係る手続きと市の支援、減免運用の見直しと書かれているが何をどう減免するのかも明確でない。 地域移譲に向かうならいろいろな心配事が生じる。余分な心配事を地域に掛ける方向に行政が向かおうとするならば、そのような心配に対して行政はもう少し的確にわかりやすいようにしてもらいたい。他の委員が言われていたように事務量がものすごく多くなる。 そのあたりの心配ごともありますので、地域移譲しようとして受け皿の地縁団体を作るための行政のサポートも具体的に付け加えてもらわないと、具体的な議論にならないと思う。事務局は簡単に提案しているが、受ける方とすれば大変だ。もう少し親切に説明をしてほしいと思います。
会長	今のご意見にもありましたように、一貫しているのは言葉だけの議論はしたくない。 地域移譲をはじめとする再配置も、ふたつの視点で考えられる。住民さんが本当に使いやすく活性を持って活気ある地域生活をしてもらうのが一つ目の目的。二つ目は、市の総合計画は40年50年後の人口減を入れて作り直されている。その下で人口が減ったから突然住民センターを閉めて住民さんが使えなくなるというようなことにならないように、ずっと継続して地域活動ができる場所があるようにというのが二つ目の目的。ですから、その内容に沿って行かないと、先に施設管理計画があるからと言ってそれに沿って考えるということも抵抗がありますよね。一体それをいつどこで決めたのかという話にもなりますし、それを決めるための審議会だということであれば先にそれを言ってもらわないと。私はここに来る必要もなかったのに。と、悪く言えばそういうことにも成りかねません。 ですからそこが前提であるのは、先ほどのご発言で分かったけれども、そもそもそのために一体、それがまず可能なかどうか。それをやるとすればどんな問題があるのか、それをひとつひとつ聞くために、この審議会があるということなら分かるけど。と仰っていただいたように聞こえたのですが、どうですか。
事務局	ご意見ありがとうございます。今日の時点で様々なキーワードとしてご提示

	させていただいておりますが、それぞれまだ煮詰まっていないというのはそのとおりだと考えております。 本日様々なご意見を頂きましたので、そのことを踏まえ、改めてそれぞれのキーワードについて、あるいは短期中期長期の視点でもう一度整理させていただいて、次回の審議会で改めてご提示をさせて頂ければと思っております。そういう意味では、本日たくさんのご意見を頂きましたので、審議会の日程も含めて改めて調整をお願いできればありがたいと思っております
会長	特に後期については、これから時間もあることですから、現場での事務量の大変さとか、ひとつひとつ皆さんに問題点をお伺いしていかなければいけない。問題点を解決していかなければ実現できないことになりますので、それがこの審議会の目的だと思います。とにかく、市はこのたたき台のことをやりたいので、委員の皆さん黙って認めてくださいというスタンスで行くというのでは、到底、了承は得られないと思います。 初期段階の利用制限の緩和については、次回の審議会にお諮りすることで良いですか。それとも、本日決めてしまわなければなりませんか。
事務局	次回で結構です。ただ、地域移譲ありきではないけれども、地域移譲の方向に対してたくさん宿題を頂きましたので、頂いた宿題をひとつずつ丁寧にこれからきちんと説明していきたいと思います。
会長	私も含めて、せっかく今までしてきた議論が、突然、これでいきますので皆さん了解をお願いします。と言っているように受け取れるということだと思うのですね。皆さんの意見は。 一方、市も、単にそんな強圧的なことではなくて、しっかり皆さんのご意見を聞きながら良い方向を作っていくのでご理解を頂きたいというところはあるのだと思います。私も、市が一生懸命だという理由は、先ほども言いましたように、本当に有効に利用してもらいたいという気持ちが最初にあるので、一千万円や二千万円のお金で市がケンカしてまで一方的に何かをやるとか、耐震改修のことも含めて五千万円足りないから皆さんから取るとか、そんなことが腹心にあるとは思いません。そうではないはずですよね。いろいろな問題については、ある時期にすり合わせながらやっていくとして、そのために、すり合わせのために皆さんから意見を聞くということは大事なことです、それは必ずお願いします。
事務局	はい。
D 委員	中長期と短期的に分けて、中長期はまた議論したら良いとして、短期的にはいろいろな問題が出ているのですが、市は解決する気があるのですか、
事務局	ワークショップで出た意見ですか。
D 委員	そこで出た意見も踏まえて、ここでも出たいろいろな問題を解決する気があるのか聞いている。
事務局	はい、気持ちはございます。ただ、お金が掛かるものについては、ある程度制限もございますけれども現実的なところ、あるいは落としどころをしっかりと見据えて、また皆さんにご相談をさせていただきたいと思います。
会長	分かりました。気持ちはあるということですね。もちろん費用のこともあるし、詳細は個別ケースでまた議論すると。 他にご意見はございませんか。特に無いようでしたら、今日のまとめとして、利用制限の緩和はやっていく方向で、その具体案は次回に議論する。再配置及び地域移譲に関しましては、検討する案をこれから持ってくるが、あくまでそれは押し付けの案ではなくて、そのために必要な情報を皆さんから聞いていく。このような理解でよろしいですか。それでは、最後に、副会長からまとめ

		としてお願いします。
	副会長	皆さんの仰いますとおりで、地域移譲を方針として委員に決定を求めるというのは、所詮それは酷な話ということなのですね。この審議会では、行政の地域移譲という方針に基づいて何が考えられるかということを私たちが審議して、現状よりもそれが良いという形が見えたら、それに移行する。そういう議論の仕方をしっかりするということですね。 そもそも、住民センターそのものが自治会系に立っていますから、今日の話のように自治会基盤だけで、管理組合でもどういう形でも高齢化するというときに、それはかなり無理があるというのが皆さんの意見でありますし、そういう意味では、本当は地域移譲ということが本当にうまくできるのであれば、それは運営組織の広域化ということも本当は考えないと枠組みとしては難しいと思います。 ただ一方では再配置というのは統配合だけではなくて、高齢化するとワークショップでも意見として出ましたが、歩いて10分の距離というのは、自治会の規模にとれば、自治会に一箇所拠点というよりも、もっと気楽に行けて身近な場所も必要だということも含めて再配置を考えないといけない。これは小地域化ということになりますね。だから、地域移譲の運営組織の広域化と再配置の小地域化というこのふたつの矛盾したことをきちんと考えていかないと、この問題というのはなかなか難しいかなと思います。 いずれにせよ、今日の結論は、むしろ市の方針として地域移譲の方向でそれを考えるならば、受ける側の住民としてはどう納得できるのかというところの議論をしっかりとる。その筋で進めた方が良いかなというふうに思いました。
	会長	副会長の仰いますとおりです。丁寧に説明して頂いてそれができるのかどうか。そのためには何が必要なのか皆さんから意見を聞いていくという。副会長が仰いましたとおりいろんなケースが出てくる。やり方としてはひとつではないのですよ。このたたき台に書いてあるやり方だけではないはずですよ。いろいろあるかもしれないので、これから考えていきましょう。 今日はこれで終わらせていただきます。